

熊谷市立富士見中学校

いじめ防止基本方針

《 目 次 》

第1章 いじめ防止等についての基本的な考え方

- 1 策定の目的
- 2 いじめ防止等の対策に関する基本理念
- 3 いじめの定義

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

- 1 いじめ防止等のために本校が実施する施策
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) いじめの防止等の対策のための組織の設置
 - (3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組
 - ① いじめの防止
 - ② 早期発見
 - ③ いじめに対する措置
- 2 重大事態への対処
 - (1) 重大事態とは
 - (2) 重大事態の報告
 - (3) 重大事態の調査
 - (4) 事実関係を明確にするための対応
 - ① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ② いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合
 - (5) 調査結果の提供及び報告

※資料 いじめ緊急対策マニュアル

○はじめに

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。また、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

熊谷市立富士見中学校では、これまでもいじめは決して許されない行為であるとともに、どの生徒にも、どのクラスでも、どの部活動でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行を受けて、熊谷市立富士見中学校では、改めて、生徒の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域その他の関係者との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第11条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針をここにまとめ、策定する。

第1章 いじめ防止等についての基本的な考え方

1 策定の目的

本校におけるいじめの根絶に向けて、生徒の尊厳を保持するとともに、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処の基本的な方針を示すものとして、熊谷市立富士見中学校いじめ防止基本方針を定める。

なお、策定に当たっては、熊谷市いじめ防止基本方針を参酌し、さらに、本校の実情を踏まえたものとする。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止対策推進法(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義

【～平成17年度】

- ① 自分より弱い者に対して一方的に、
 - ② 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
 - ③ 相手が深刻な苦痛を感じている
- 起こった場所は、学校内外を問わない

【平成18年度～】

- ① 一定の人間関係にある者から、
 - ② 心理的、物理的な攻撃を受けたこと
 - ③ 精神的な苦痛を感じている
- 起こった場所は、学校内外を問わない

【平成25年6月 いじめ防止対策推進法 第二条 いじめの定義】

- ① 一定の人的関係にある者から
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受け
- ③ 心身の苦痛を感じている

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2章 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために本校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、国や県、熊谷市の基本方針を参酌し、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という)とし、いじめの防止等のため、「学校基本方針」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

- 自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有化を図る。
- 検討する段階から保護者や地域の参画を促す。
- 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れる等、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、学校基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかを検討し、必要に応じて見直しを図る。
- 重大事態には、「熊谷市立富士見中学校いじめ防止基本方針」に定める重大事態への対処をもとに迅速に対応する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策推進法(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校では、日頃から生徒指導委員会やさわやか方針会議等において、ほほえみ相談員や地域教育相談員等が参加し、児童生徒の情報を共有するとともに個に応じた指導・支援を行っている。

また、いじめに対する組織として、より実効のないいじめの問題の解決に資することが期待されることから、「いじめ防止対策委員会」を置くものとする。教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

組織の設置等

本校は、次の組織を設置し、実効的にいじめ防止等のための対策を行う。

- いじめ防止対策委員会
 - ・開催について : 随時
 - ・構成員について : 校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・学年主任・学年生徒指導担当・教育相談主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・通級担当・ほほえみ相談員・スクールカウンセラー

※必要に応じて、学校評議員・弁護士・医師・警察経験者等の外部専門家を構成員とする。

- 生徒指小導委員会
 - ・開催について : 毎週火曜日 3校時

- ・ 構成員について：校長・教頭・生徒指導主任・学年生徒指導担当・養護教諭・通級担当・特別支援コーディネーター・西小学校生徒指導担当
- さわやか方針会議
 - ・ 開催について：毎週水曜日 3校時
 - ・ 構成員について：校長・教頭・教育相談主任・学年教育相談担当・養護教諭・通級担当・特別支援コーディネーター・ほほえみ相談員・地域教育相談員
- 学年主任会
 - ・ 開催について：毎週木曜日 3校時
 - ・ 構成員について：校長・教頭・主幹教諭・学年主任・事務職員
- 企画委員会
 - ・ 開催について：毎週金曜日 3校時
 - ・ 構成員について：校長・教頭・主幹教諭・学年主任・生徒指導主任・教育相談主任・保健主事・通級担当・特別支援コーディネーター・事務職員

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

① いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

- 未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- 規律正しく授業や行事に主体的に参加・活躍できるような態度を養う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が生徒を傷つけたりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 生徒指導必携、彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』等を参考・活用する。

② 早期発見

いじめは大人の目につきにくい場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多い。そのことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑い、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知することに取り組む。

- 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- 生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。
- アンケート調査や教育相談を計画的に実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
※月1回のいじめアンケートの実施
- 生徒に対し、誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。
- 生徒指導必携、彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』等を参考・活用する。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会において情報共有を行い、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。

- 対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図る。
- いじめ緊急対策マニュアル、彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』等を参考・活用する。
- 各月の教育委員会への報告を活用し、いじめの認知、対応を行う。
- 必要に応じて、熊谷市教育委員会に指導、助言を仰ぐ。

2 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態とは

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上欠席などの欠席状況に至った場合

※ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ・誰から行われ・どのような状況であったか、いじめを生んだ背景事情、学校の対応などの事実関係を明確にする。
- 同種の事態の再発防止に努める。
- 必要に応じて、教育委員会に調査協力を依頼する。

(4) 事実関係を明確にするための対応

① いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍する生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。その際、いじめられた生徒を守ることを最優先とし、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等をする。

② いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

当該生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該生徒の

保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査する。調査方法としては、在籍する生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

※ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合、その後の自殺防止の観点から自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒等の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮し、以下の点に留意しながら行う。

- 遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 遺族に対して、調査の目的、調査を行う組織、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針などについて説明し、合意の上行う。
- 情報発信・報道対応については、亡くなった生徒の尊厳の保持や連鎖（後追い）の可能性があることなどから、プライバシーへの配慮を含め、慎重に行う。

(5) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校は、いじめられた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。情報等については、他の生徒等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

いじめ緊急対策マニュアル

- ◎ いじめは人間として絶対に許されない
- ◎ 何があっても絶対に死んではいけない

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義(H25.6)】

- ① 一定の人的関係にある者から
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受け
- ③ 心身の苦痛を感じている

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

